

発電用原子炉の廃止の促進に関する法律案骨子案

第一 総則

一 目的

この法律は、発電用原子炉を設置する一般電気事業者が早期にこれを廃止しようとする場合に、国民の負担の抑制に配慮しつつ発電用原子炉の廃止に係る経済的な負担を軽減するための措置を講ずることにより、発電用原子炉の廃止を促し、エネルギー政策の転換に寄与することを目的とすること。

二 基本理念

発電用原子炉の廃止の促進は、これが順次行われることにより、国民の生命、身体及び財産の保護並びに地球環境への影響の防止に寄与し、あわせて将来の世代における負担の軽減に資することを旨として行われなければならないこと。

三 国の責務

国は、二の基本理念にのっとり、発電用原子炉の廃止の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

四 基本方針

- 1 経済産業大臣は、発電用原子炉の廃止の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならないこと。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について、定めるものとすること。
 - ① 発電用原子炉の廃止の促進に関する基本的な方向
 - ② 廃止を促進すべき発電用原子炉¹に関する事項
 - ③ 発電用原子炉の廃止に係る技術の研究開発に関する事項
 - ④ 発電用原子炉の廃止の促進に当たって配慮すべき事項
 - ⑤ その他発電用原子炉の廃止の促進に関する重要事項
- 3 その他基本方針の策定及び変更の手續等について所要の規定を設けること。

第二 発電用原子炉の廃止に関する計画

一 発電用原子炉の廃止に関する計画の認定

- 1 個別の発電用原子炉の廃止を行おうとする一般電気事業者は、当該廃止をしようとする発電用原子炉等を記載した発電用原子炉整理計画²（以下「整理計画」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その整理計画が適当である旨の認定を受けることができること。
- 2 経済産業大臣は、1の申請があった場合において、その整理計画が基本方針に照らし適切なものであること等の基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

¹ 福島第一原発の1号機～4号機は、対象外

² 原子炉を廃止しようとする場合、安全性の確保等の観点から、別途、原子炉設置者は、原子炉規制法により、廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。なお、廃止措置計画は、全ての原子炉について策定が必要となる。

二 その他

整理計画の変更等について所要の規定を設けること。

第三 指定法人

一 指定

経済産業大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、二に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定法人として指定することができること。

二 業務

指定法人は、次に掲げる業務等を行うものとする。

- ① 第二の一の1の認定を受けた整理計画(②において「認定計画」という。)に従つて発電用原子炉の廃止を行う一般電気事業者に対して廃炉交付金の交付等を行うこと。
- ② 認定計画に従つて発電用原子炉の廃止を行う一般電気事業者による資金の借入れに係る債務を保証すること。
- ③ 発電用原子炉の廃止に関する調査研究を行うこと。
- ④ ①から③までに附帯する業務

三 政府による補助

政府は、予算の範囲内において、指定法人に対し、二の①に要する経費の全部又は一部を補助することができること。

四 その他

一般電気事業者による負担金の納付、業務規程の認可、事業計画の認可、指定の取消し等について所要の規定を設けること。

第四 その他

一 積立不足に対する措置等

国は、発電用原子炉の廃止のために必要な費用に関し電気事業者が積み立てるべき金額等の適正化を図るため、当該費用の算定等について学識経験を有する者等第三者の意見を適切に反映するための体制の整備、当該費用の(算定方法の)見直し、当該費用に関し電気事業者が積み立てるべき金額の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

二 発電用原子炉の廃止に関する研究開発の推進

国は、発電用原子炉の廃止の安全かつ効率的な実施に資するため、情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

三 その他

所要の規定を設けること。